

保存版

令和7年 5月 16日

学童クラブ保護者 様

暴風警報・特別警報・地震等に伴う対応について

社会福祉法人京都市社会福祉協議会
京都市春日野児童館館長 勝木清隆

1 暴風警報について

暴風警報（強風・大雨・洪水等の注意報及び他の警報ではない）の発令時には、原則以下の通りの対応とします。

	小学校の対応【通常時】	児童館【通常時】	児童館【土曜日・長期休業中等】
午前7時現在で発令されている場合	臨時休業	臨時休館	臨時休館
午前7時までに解除された場合	通常通り	原則通常通り (午前10時開館)	①学童クラブ：午前8時実施 ②児童館：午前10時開館
午前7時以降に解除された場合	①午前9時までに解除 (3校時～) ②午前11時までに解除 (5校時～) ③午前11時以降に解除 (臨時休業)	原則通常通り (午前10時開館)	①学童クラブ：午前8時実施 ②児童館：午前10時開館

◆開館中に暴風警報が発令された場合は、その時点で臨時休館に入ります。

「さくら days」メッセージでお知らせします。

* 児童館で学童クラブ活動中に発令された場合は、速やかにお迎えをお願いします。

* 小学校の授業中に発令された場合は、小学校の指示に従って帰宅となります。

◆暴風警報が解除され、開館する場合は、受入れ体制が整い、安全が確認された時点で開館します。

利用の可否については、児童館に確認のうえ、子どもたちを安全に登館させてください。

尚、館の状況により開館できない場合もありますので、ご了解ください。

2 特別警報について

特別警報（大雨・暴風等）発令時には、原則以下の通りの対応とします。

◆ 特別警報が解除された後、引き続き暴風警報が発令されている場合は臨時休館とします。

特別警報	小学校の対応	児童館
午前0時までに解除 暴風警報が発令されていない場合	5校時から始業	①学童クラブ：午前8時実施 ②児童館：午前10時開館
午前0時～午前7時に解除 暴風警報が発令されていない場合	終日臨時休業	①学童クラブ：午前8時実施もしくは、「特別警報解除2時間後」のいずれかのうち遅い時間にて、受け入れ態勢確認後に開館 ②児童館：午前10時開館
午前7時現在で発令されている場合	終日臨時休業	臨時休館
午前7時以降に解除 暴風警報が発令されていない場合	終日臨時休業	特別警報解除2時間後を目途に開館

3 高齢者等避難、避難指示が発令された場合

- ◆ 日野学区内に、「(警戒レベル3) 高齢者等避難」、「(警戒レベル4) 避難指示」のいずれかが発令された場合は臨時休館となります。その際には、児童館より保護者の皆様に速やかにご連絡いたしますので、お迎え等のご協力をお願いいたします。
- ◆ 「高齢者等避難」、「避難指示」が解除され、開館する場合は、受入体制が整い安全が確認されたうえで開館します。
利用の可否については、児童館に確認のうえ、子どもたちを安全に登館させてください。
尚、館の状況により開館できない場合もありますので、ご了解ください。

避難指示	高齢者等避難	暴風警報	特別警報	大雨警報のみ
休館	休館	休館	休館	開館

4 地震発生時の対応

京都市内で震度5弱以上の地震が観測された場合、学校は休校となりますが、児童館は施設の安全確認及び職員体制が確保できた場合は、可能な限り学校が休校時の対応に準じて開館します。

しかしながら、災害の規模や態様、停電等を含む施設の被害状況、職員体制等により、児童の安全確保が困難であると判断した場合は、休館とさせていただきます。

- (1) 児童が在校中に震度5弱以上の地震が発生し、学校から家庭に引き渡しが行われた場合
児童館の安全確認、職員体制の確保が出来ていない場合は休館します。よって、児童館からの連絡がない状況で、児童だけで登館させないでください。安全確認を行ったうえで、職員体制が整う等、開館できる状況であれば、さくら daysなどで開館の連絡をします。それまでは自宅待機させてください。
- (2) 長期休暇中及び土曜日等、学校が休校中に震度5弱以上の地震が発生した場合
 - ①児童が、登館する前（自宅にいる場合）
前項と同様の対応
 - ②児童が在館している場合
施設に被害が生じた場合や周辺状況により休館します。休館する場合は、基本的に、館よりさくら daysなどで保護者に連絡をし、お迎えをお願いします。
(停電または、通信遮断等の状況も想定されます。館からの連絡がなくても、児童館もしくは避難先の日野小学校までお迎えに来ていただく等の対応をお願いする場合があります。)

※震度5弱以下の強さの地震においても、施設に被害が生じた場合は、休館させていただきます。

※いずれの場合も、翌日以降の対応は、災害の状況によりご連絡いたします。

5 その他

- ◆ 台風の接近等で予め暴風・暴風雪警報が発表される可能性が明らかな場合は、発表前であっても京都市からの通知により、本通知の対応を取る場合があります。